

船橋市立薬円台小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年7月改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図る。また、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・児童が周囲の友人と信頼できる関係の中、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるよう、職員は校内研究「生徒指導の機能を生かしたわかる授業」において研修・研究を深める。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、いじめ防止に関する道徳授業を実施する。
- ・全ての教育活動を通じて、いじめは人権を侵害するものであり、断じて許されないという風土を醸成するとともに、直接いじめに関与しないと見える「観衆」や「傍観者」もいじめに関わっていることであるという理解を促す。
- ・児童会主催による「なかよしキャンペーン」を実施し、いじめが起きない、いじめを起こさせない雰囲気作りに児童が主体的となって取り組むことができるよう、支援を行う。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、日常の観察をするだけでなく、在籍する児童に対する定期的な調査（学校生活アンケート）を年3回（6月と12月と2月）実施し、その他の必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
 - 〔原則として、毎週火曜日を教育相談日とする。〕
 - 〔スクールカウンセラーとの面談等の調整を行う。〕
 - 〔(児童用・保護者用のスクールカウンセラーだよりを発行する。)〕
- ・地域や保護者と連携し、校外での情報も迅速に得られるようにする。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・生徒指導主任研修会及び生徒指導に係る研修を受けた教職員が、校内研修として研修内容・情報等を全職員に周知するための伝達講習を行い、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・いじめ対応の核となる生徒指導コーディネーターの配置。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、児童及び保護者を対象に、情報モラル学習等を行う。
- ・インターネット上で本校児童に関係する不適切な書き込みが認められた場合、その情報を早く得られるように保護者及び地域と連携を強化する。そして、積極的に専門機関の指導を受け、迅速かつ適切な解決が図れるようにする。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。本委員会は、管理職と生徒指導部会部員によって構成する。
- ＜構成員＞ 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、生徒指導コーディネーター、養護教諭、各学年生徒指導担当、特別支援学級生徒指導担当、通級指導教室生徒指導担当、スクールカウンセラー
- ＜活動＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
いじめ事案に対する対応に関すること。いじめ予防対策に関すること。
- ＜開催＞ 月1回の生徒指導部会においていじめ事案の有無を確認し、必要に応じてケース会議を開催する。
6月と11月、2月の学校生活アンケートにおいていじめ事案の有無を確認し、必要に応じてケース会議を開催する。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・直ちにいじめ対策委員会を実施し、校長の指導のもと、解決のための方策を打ち出し、全職員で共通理解する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じてスクールカウンセラーによる相談窓口を設ける。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」への指導をする。道徳の時間や特別活動の時間を活用し、いじめの事実が確認された当該学級・学年だけでなく、学校全体で全児童に指導していく。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・再発防止のための方策（道徳科の授業の充実や学級での声かけ等）を打ち出し、全校で早急に実施する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会等関係機関に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、対応策を検討する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 教育委員会や所管の警察署、専門機関の指導・助言を受け、解決のための適切な対応を行う。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。また、学校評価の内容に応じて、本校の学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。

- ・いじめの発生を予防する取り組みに関すること。
- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(5) 年間計画

	児童対象	保護者対象
4月	・薬円台小のルール確認（新学期の学級活動） ・SOS の出し方について啓発・指導	・薬円台小のルール確認（懇談会） ・いじめ啓発資料の配付
5月	・スクールカウンセラーの紹介 ・あのねボックスの紹介 ・いのちを大切にするキャンペーンの実施	
6月	・学校生活アンケート実施 →聞き取りを行い、解決へ向けて取り組む。 ・いじめ防止・啓発カードの配付	
7月	・夏休みの過ごし方 配布 →夏休み前の全校集会で指導	・保護者との個人面談
8月		
9月		
10月		
11月	・学校生活アンケート実施 →聞き取りを行い、解決へ向けて取り組む。	
12月	・冬休みの過ごし方 配布 →冬休み前の全校集会で指導	・保護者との個人面談（希望制） ・学校評価アンケート
1月		
2月	・学校生活アンケート実施 →聞き取りを行い、解決へ向けて取り組む。	
3月	・春休みの過ごし方配布 →各学級で指導	